

2020年各専門薬剤師制度の新規・更新申請に係る単位などの緩和措置適用による申請・届出手続きのお知らせ

2020年各専門薬剤師制度の新規・更新申請において、単位などの緩和措置の適用を受けた方による申請・届出手続きを、次の通りに取り扱います。

1. 薬物療法、医療薬学、がんの各専門薬剤師制度で緩和措置により認定された方(共通)

- ・ 提出方法: 追加提出する証明書類(不足分のみ)のデータファイルを、適宜アップロードしてください。
- ・ 提出期限: 2021年12月10日まで(必着)
- ・ 提出書類のファイル名: 「申請資格名_申請者名」として整備してください。
※ 例) 薬物療法専門_更新_●●●●.pdf (●●●●は申請者の氏名です)
- ・ ファイルのアップロード先(3制度共通): <https://www.dropbox.com/request/NYtw3FxmLFe8iJch8dk>

2. 地域薬学ケア専門薬剤師制度で緩和措置により認定された方

- ・ 申請期間: 2021年10月頃～2022年1月末迄(予定)
※ 2021年12月末までの実績(証明書類)が対象※
- ・ 提出内容: 緩和措置の適用を受けた実績(暫定認定の申請時に不足していた実績^注)
※ ただし、単位が不足していた場合には、改めて20単位分を提出すること。
(証明書類は、暫定認定の申請時に提出したものとの重複可)
- ・ 提出方法: 詳細は本年10月頃に本学会ホームページ上でご案内します。
- ・ 結果連絡: 2022年2月～3月上旬にメールにて通知します。

【注】 暫定認定の申請時に論文または発表実績を提出された方で、提出されたものが不認定だった方については、メールにて通知済みです。

【参考】

2020年各専門薬剤師制度の 新規・更新申請に係る単位などの緩和措置

制度	新規・更新	緩和措置
地域と地域(がん)・専門	新規(暫定)	申請時には、 学会参加 、20単位及び学会発表あるいは論文報告を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。 学会未参加の場合 、20単位が不足する場合、及び学会発表あるいは論文報告が不足する場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
地域と地域(がん)・専門	新規(暫定)	申請時には、薬物集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。薬物集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に受講票を提出すること。
地域(がん)・専門	新規(暫定)	申請時には、がん集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。がん集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に受講票を提出すること。
薬物療法・専門	新規	2020年度は募集しない
	更新	申請時には、50単位及び薬物集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及び薬物集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
薬物療法・指導	新規	同上
	更新	緩和措置は講じない
医療薬学・専門	新規(正式)	2020年度は募集しない
	新規(暫定)	緩和措置は講じない
	更新(過渡的)	申請時には、50単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
医療薬学・指導	新規	申請時には、50単位及び薬物集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及び薬物集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
	更新(過渡的)	申請時には、50単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
がん・専門(旧規定)	新規	申請時には、50単位及びがん集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及びがん集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。
	更新	同上
がん・指導(旧規定)	新規	緩和措置は講じない
	更新	申請時には、50単位及びがん集中講義の単位を必ずしも必須の要件とせず、認定作業を行う。50単位が不足する場合、及びがん集中講義の単位がない場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。